

令和8年度 宜野湾市住宅リフォーム支援事業

宜野湾市では、申請者が居住する住宅のバリアフリー・断熱工事など既存住宅のリフォームを市内の施工業者を利用した場合、その工事費の一部を補助します。事前申込期間中に多数の申込があった場合は、抽選により対象者を決定します。

【事前申込期間】 令和8年7月1日（水）～24日（金）

【公開抽選会】 令和8年7月30日（木）15時～

【交付申請期間】 令和8年8月3日（月）～31日（月）

対象となる人（次の要件にすべて該当する方）

- ① 宜野湾市内に住所登録され、現に市に居住してる方
- ② 市税や国民健康保険等について滞納がない方
- ③ 国、沖縄県又は市の他制度による補助を受けていないこと。

対象住宅

- ① 自己が居住する市内の住宅
 - ※ 貸家の場合は、所有者の承諾が必要です。
 - ※ 建築後一年以上経過していること。

対象工事（次の要件にすべて該当する工事）

- ① 市内業者（宜野湾市に本社を有する法人、又は市内に事務所を有する個人で市に住所登録がある者）が実施する工事
- ② 対象工事が20万以上（消費税含む）の工事
- ③ 指定の工事内容であること（裏面参照）

※既に着工している工事は対象となりません。

※請負業者が工事を一括して第三者に請負させた場合は対象となりません。

補助金の額

- ・対象工事費20万円以上が対象となります。
- ・補助金額は対象工事費総額の20%で、補助限度額が20万円です。

補助金の額は、補助対象経費の20%に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。

（例1）浴室の改良工事で総工事費120万円（税抜）の場合

120万円（税抜）×20%（補助率）＝24万円

限度額が20万円であるため、補助額は20万円となる。

（例2）車庫の増設工事で40万円（税抜）と、バリアフリーを目的とした住宅内の段差解消と手摺の設置工事で18万円（税抜）、総工事費58万円（税抜）の場合
車庫の増設工事は対象外。段差の解消・手摺設置は補助対象であるが、工事費が20万円（税込）を超えないため、補助金交付申請はできません。

住宅リフォーム補助金 Q & A

Q 住宅リフォームとは？

A 住宅リフォームとは、住宅の修繕、補修、模様替え等を行うことにより、住宅機能維持、又は機能向上を図るための工事をいいます。

Q どんな工事が対象となりますか？

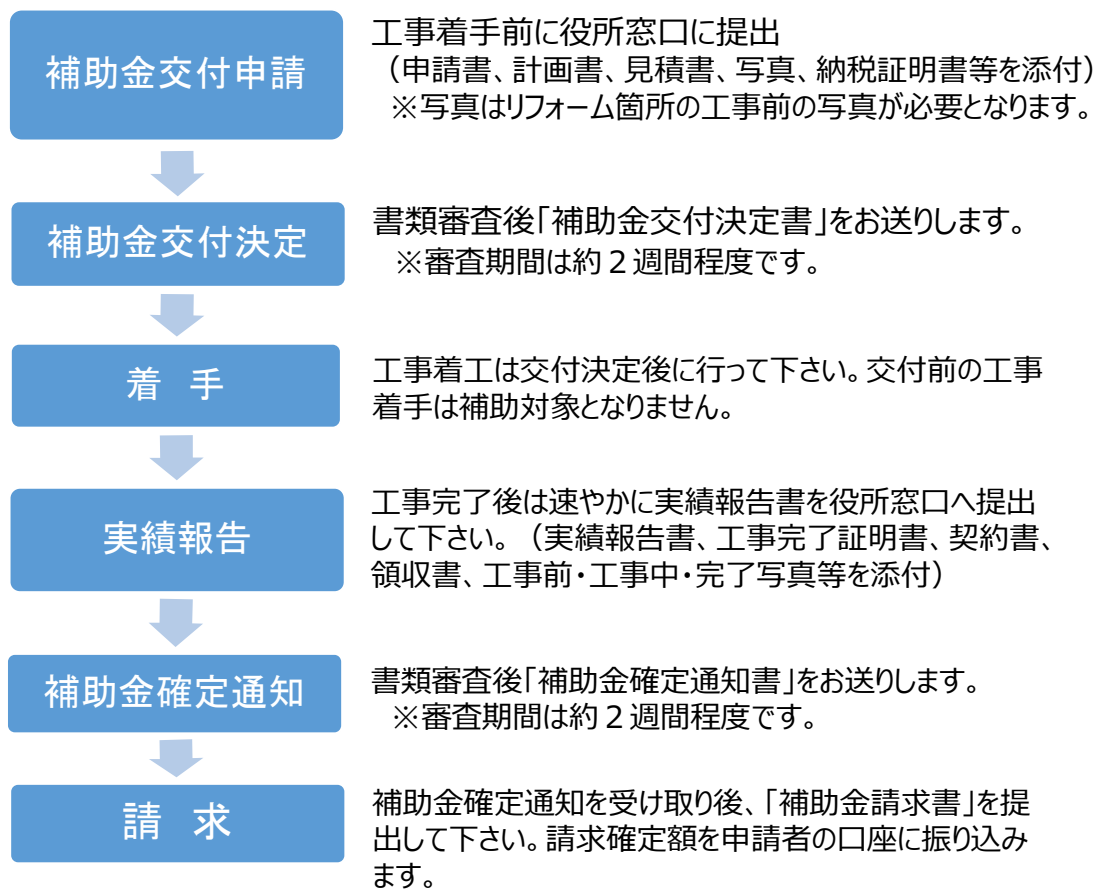
A

- ①住居内のバリアフリー改修工事
- ②窓、床、屋根又は天井、壁等の断熱工事
- ③子育て支援改修等工事
- ④テレワークの推進改修等工事
- ⑤空き家の改修工事
- ⑥耐久性を向上させる改修工事

※工事内容に要件があります。詳しくはお問い合わせください。

※補助対象は令和9年2月10日（水）までに完了報告ができる工事です。
※設備（備品）の購入や設置を目的とした工事や店舗及び事業所などの住宅以外に係る工事は原則対象外です。また、外構及び駐車場工事等も対象外です。

補助金交付までの流れ



【お申込み窓口】 宜野湾市役所 建築指導課 住宅行政係（別館3階）

【お問い合わせ】 TEL 098-893-4420（直通） FAX 098-892-4449